

## 『特許・実用新案 審査基準』

## 「第 I 部第 1 章 2.2.2 第36条第 6 項第 2 号」の概略

## 2.2.2 第36条第 6 項第 2 号

(1) 特許請求の範囲の記載は、これに基づいて新規性・進歩性等の特許要件の判断がなされ、これに基づいて特許発明の技術的範囲が定められるという点において重要な意義を有するものであり、一の請求項から発明が明確に把握されることが必要である。

本号は、こうした特許請求の範囲の機能を担保する上で重要な規定であり、特許を受けようとする発明が明確に把握できるように記載しなければならない旨を規定したものである。特許を受けようとする発明が明確に把握されなければ、的確に新規性・進歩性等の特許要件の判断ができず、特許発明の技術的範囲も理解し難い。

発明が明確に把握されるためには、発明に属する具体的な事物の範囲（以下、「発明の範囲」という。）が明確である必要があり（注1）、その前提として、発明を特定するための事項の記載が明確である必要がある。

（注1）新規性・進歩性等の特許要件の判断や、特許発明の技術的範囲の理解は、通常、発明に属する具体的な事物の理解を手がかりとして行われることによる。

(2) また、請求項の制度の趣旨に照らせば、一の請求項に記載された事項に基づいて、一の発明が把握されることも必要である（2.2.2.1(4)を参照）。

(3) 発明の把握は、第36条第5項の規定により請求項に記載された、特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項（以下、「発明を特定するための事項」という。）に基づいて行う。ただし、**発明を特定するための事項の意味内容の解釈にあたっては、請求項の記載のみでなく、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識（注2）をも考慮する。**

なお、発明の把握に際して、請求項に記載のない事項は考慮の対象とはならない。反対に、請求項に存在する事項は、必ず考慮の対象とする必要がある。

（注2） 解説

(4) 解説

（留意事項）

①、② 解説

## 2.2.2.1 第36条第6項第2号違反の類型

出願が、第36条第6項第2号に違反する場合の例として、以下に類型を示す。

(1) 請求項の記載自体が不明確である結果、発明が不明確となる場合。

**解説**

(2) 発明を特定するための事項の内容に技術的な矛盾や欠陥があるか、又は、技術的意味・技術的関連が理解できない結果、発明が不明確となる場合。

① 発明を特定するための事項の内容に技術的な欠陥がある場合。

**解説** (例1)

② 発明を特定するための事項の技術的意味が理解できない場合。

**解説** (例1, 例2)

③ 発明を特定するための事項どうしの関係が整合していない場合。

**解説** (例1)

④ 発明を特定するための事項どうしの技術的な関連がない場合。

**解説** (例1, 例2)

⑤ 請求項に販売地域、販売元等についての記載がある結果、全体として技術的でない事項が記載されていることとなる場合。

**解説**

(3) 特許を受けようとする発明の属するカテゴリー（物の発明、方法の発明、物を生産する方法の発明）が不明確であるため、又は、いずれのカテゴリーともいえないものが記載されているために、発明が不明確となる場合。

**解説** (例1～例3)

(4) 発明を特定するための事項が選択肢で表現されており、その選択肢どうしが類似の性質又は機能を有しないために発明が不明確となる場合。

①～③ **解説**

(5) 範囲をあいまいにする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。

①～⑥ **解説**

(6) 機能・特性等により物を特定する事項を含む結果、発明の範囲が不明確となる場合。

① **解説**

② **解説**

③ 発明の範囲が不明確とされる例

(i)～(iii) **解説**

(7) 請求項が製造方法による物の特定を含む結果、発明の範囲が不明確となる場合。

①～② **解説**

## 2.2.2.2 その他の留意事項

**解説**

(以下略)